

令和3年9月30日開会

①

令和3年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和3年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第108号議案	令和3年度茨城県一般会計補正予算（第5号）…………… 1
第109号議案	令和3年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）…………… 9
第110号議案	令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）…………… 11
第111号議案	令和3年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）…………… 13
第112号議案	茨城県個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例…………… 15
第113号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例…………… 16
第114号議案	茨城県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… 17
第115号議案	つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例…………… 18
第116号議案	茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する 条例の一部を改正する条例…………… 19
第117号議案	茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例…………… 20
第118号議案	茨城県都市公園条例の一部を改正する条例…………… 21
第119号議案	下水道法に基づき流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… 22
第120号議案	茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… 23
第121号議案	茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 24
第122号議案	茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 25
第123号議案	茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例…………… 26
第124号議案	県有財産の取得について（パーソナルコンピュータ）…………… 27
第125号議案	県有財産の取得について（防災用ヘリコプター）…………… 28
第126号議案	県有財産の取得について（成分分析機能付き電子顕微鏡）…………… 29
第127号議案	県有財産の売却処分について…………… 30
第128号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 31
第129号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 32
第130号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 34
第131号議案	和解について…………… 36
第132号議案	特定調停について（中小企業高度化資金貸付金）…………… 37
第133号議案	特定調停について（中小企業高度化資金貸付金）…………… 39
第134号議案	特定調停について（中小企業高度化資金貸付金）…………… 40
第135号議案	権利の放棄について（中小企業高度化資金貸付金）…………… 42
第136号議案	権利の放棄について（県営住宅の使用料等）…………… 43
第137号議案	令和2年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について…………… 49
認定第1号	令和2年度茨城県公営企業会計決算の認定について…………… 50
認定第2号	令和2年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について…………… 51
報告第5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 53

予

算

第108号議案

令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和3年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,613,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,443,673,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		8,225,866 ^{千円}	44,171 ^{千円}	8,270,037 ^{千円}
	2 負担金	7,533,731	44,171	7,577,902
9 国庫支出金		240,758,080	72,571,121	313,329,201
	1 国庫負担金	53,612,560	2,288,925	55,901,485
	2 国庫補助金	183,818,339	70,282,196	254,100,535
12 繰入金		42,100,414	33,507	42,133,921
	2 基金繰入金	40,574,141	33,507	40,607,648
13 繰越金		5,000,000	3,519,264	8,519,264
	1 繰越金	5,000,000	3,519,264	8,519,264
15 県債		163,910,700	445,200	164,355,900
	1 県債	163,910,700	445,200	164,355,900
歳入合計		1,367,060,505	76,613,263	1,443,673,768

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		10,949,233 ^{千円}	63,200 ^{千円}	11,012,433 ^{千円}
	2 開発費	2,353,528	63,200	2,416,728
4 生活環境費		14,584,588	61,813	14,646,401
	1 生活文化費	2,329,462	61,813	2,391,275
5 保健福祉費		282,157,576	35,014,103	317,171,679
	6 医薬費	12,397,278	38,686	12,435,964
	8 公衆衛生費	68,761,133	34,975,417	103,736,550
7 農林水産業費		48,377,520	270,597	48,648,117
	4 水産業費	3,810,879	270,597	4,081,476
8 商工費		219,606,522	39,403,975	259,010,497
	1 産業政策費	189,148,292	38,953,975	228,102,267
	5 立地推進費	21,908,937	450,000	22,358,937
9 土木費		103,615,567	793,453	104,409,020
	2 道路橋梁費	62,334,488	548,769	62,883,257
	5 都市計画費	5,575,617	80,000	5,655,617
	6 住宅費	3,932,366	164,684	4,097,050
11 教育費		270,966,760	6,122	270,972,882
	7 保健体育費	1,732,816	6,122	1,738,938
15 予備費		3,000,000	1,000,000	4,000,000
	1 予備費	3,000,000	1,000,000	4,000,000
歳出合計		1,367,060,505	76,613,263	1,443,673,768

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 農林水産業費			千円 267,000
	4 水産業費		267,000
		広域漁港整備事業費	160,000
		漁港施設整備事業費	1,000
		水産基盤ストックマネジメント事業費	106,000
8 商工費			972,700
	5 立地推進費		972,700
		工業団地整備推進費	588,000
		都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	384,700
9 土木費			33,121,168
	2 道路橋梁費		27,096,106
		地方道路整備費	16,112,149
		県単道路改良費	630,389
		県単自転車道整備費	117,100
		地方道路整備費	5,236,068
		道路補修費	4,257,000
		交通安全施設費	708,000
		移管道路整備費	35,400
	3 河川海岸費		4,880,881
		国補河川改修事業費	2,794,000
十王ダム堰堤改良事業費		20,000	

		河川防災費	1,462,945
		通常砂防費	94,600
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	76,800
		地すべり対策事業費	7,600
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	131,000
		県単砂防費	23,800
		海岸防災費	125,336
		海岸保全施設整備事業費	144,800
	4 港湾費		466,560
		国補統合補助事業費	226,860
		津波・高潮対策事業費	68,000
		港湾維持改良費	171,700
	5 都市計画費		656,921
		県単街路改良費	66,659
		国補公園事業費	100,000
		公園施設費	38,000
		市町村公共下水道受託事業費	452,262
	6 住宅費	公営住宅建設費	20,700
合	計		34,360,868

第3表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	主要地方道大洗友部線、茨城町小鶴地内外 4箇所地方道路整備に係る工事請負契約を 締結する。	令和4年度	610,000千円
交通安全施設 工事請負契約	主要地方道つくば真岡線、筑西市内淀地内 外1箇所の交通安全施設に係る工事請負契約 を締結する。	令和4年度	75,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	主要地方道水戸神栖線、茨城町城之内地内 外55箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締 結する。	令和4年度	937,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和4年度	828,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和4年度	90,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	90,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和4年度	80,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	350,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	大洗海岸、大洗町成田地先外1箇所の養浜 に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	90,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	内宿地区、行方市内宿地先の急傾斜地崩壊 対策に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	40,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	5,000千円
県単港湾維持改良 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和4年度	30,000千円
国補公園事業 工事請負契約	偕楽園の施設整備に係る工事請負契約を締 結する。	令和4年度	60,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	長山アパートの県営住宅の長寿命化に係る 工事請負契約を締結する。	令和4年度	83,490千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 319,600	千円 -	千円 319,600	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	471,600	83,400	555,000			
湛水防除事業	99,500	-	99,500			
土地改良事業	2,915,900	-	2,915,900			
河川事業	16,204,400	-	16,204,400			
海岸整備事業	254,900	-	254,900			
砂防事業	118,200	-	118,200			
急傾斜地崩壊対策事業	137,200	-	137,200			
港湾整備事業	1,776,900	-	1,776,900			
道路橋梁整備事業	27,342,700	246,800	27,589,500			
街路事業	1,171,200	-	1,171,200			
空港整備事業	24,500	-	24,500			
放課後児童クラブ整備事業	386,700	-	386,700			
産業技術専門学院整備事業	84,100	-	84,100			
体育施設整備事業	106,600	-	106,600			
公営住宅建設事業	702,000	35,000	737,000			
過年補助災害復旧事業	82,400	-	82,400			
現年補助災害復旧事業	191,800	-	191,800			
過年直轄災害復旧事業	40,000	-	40,000			
現年直轄災害復旧事業	49,200	-	49,200			
単独災害復旧事業	173,300	-	173,300			
児童福祉施設整備事業	137,300	-	137,300			
老人福祉施設整備事業	477,600	-	477,600			
障害福祉施設整備事業	401,700	-	401,700			
総合福祉会館整備事業	5,000	-	5,000			
県庁舎等整備事業	1,340,500	-	1,340,500			

大気汚染監視機器整備事業	1,500	-	1,500			
交通安全施設整備事業	757,400	-	757,400			
警察施設整備事業	2,086,700	-	2,086,700			
公園事業	613,800	80,000	693,800			
高校整備事業	3,688,500	-	3,688,500			
文化施設整備事業	230,800	-	230,800			
社会教育施設整備事業	93,100	-	93,100			
特別支援学校整備事業	466,000	-	466,000			
空港周辺整備事業	10,300	-	10,300			
地域鉄道設備等整備事業	33,400	-	33,400			
石綿対策事業	58,600	-	58,600			
災害救助対策事業	16,700	-	16,700			
消防施設整備事業	47,000	-	47,000			
県立医療大学設備整備事業	171,400	-	171,400			
農業大学校施設整備事業	133,100	-	133,100			
農業総合センター施設整備事業	52,900	-	52,900			
原種苗センター整備事業	19,800	-	19,800			
畜産センター施設整備事業	50,100	-	50,100			
養豚研究所施設整備事業	55,600	-	55,600			
水産試験場施設整備事業	79,400	-	79,400			
地域活性化事業	949,400	-	949,400			
防災対策事業	430,500	-	430,500			
合併特例事業	1,703,400	-	1,703,400			
地方道路等整備事業	1,189,100	-	1,189,100			
緊急防災・減災事業	642,900	-	642,900			
上水道事業出資金	1,281,000	-	1,281,000			40年以内 (措置期間を含む。)
臨時財政対策債	90,000,000	-	90,000,000			} 30年以内 (措置期間を含む。)
退職手当債	4,000,000	-	4,000,000			
災害援護資金貸付金	33,500	-	33,500	普通貸借	無利子	15年以内 (措置期間を含む。)
合計	163,910,700	445,200	164,355,900			

第109号議案

令和3年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 735,200
	4 港湾建設費	港湾建設費	735,200
合計			735,200

第110号議案

令和3年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	2 島名・福田坪開発事業費		千円 1,191,400
		島名・福田坪整備事業費	374,000
		土地区画整理事業費	298,000
		土地区画整理事業費	76,000
	3 上河原崎・中西開発事業費		817,400
		上河原崎・中西整備事業費	393,000
		土地区画整理事業費	424,400
	合 計		1,191,400

第111号議案

令和3年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度茨城県病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	1,252,896千円		370,841千円	1,623,737千円
第2項 負 担 金	633,196千円		220,564千円	853,760千円
第4項 他 会 計 補 助 金	-千円		150,277千円	150,277千円
第3款 こども病院資本的収入	622,487千円		10,120千円	632,607千円
第4項 他 会 計 補 助 金	-千円		10,120千円	10,120千円
	支	出		
第1款 中央病院資本的支出	2,264,871千円		370,841千円	2,635,712千円
第1項 建 設 改 良 費	1,083,533千円		370,841千円	1,454,374千円
第3款 こども病院資本的支出	952,774千円		10,120千円	962,894千円
第1項 建 設 改 良 費	230,946千円		10,120千円	241,066千円

第3条 令和3年度茨城県病院事業会計予算第9条の次に、次の1条を加える。

（重要な資産の取得）

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医 療 機 器	コンピュータ断層撮影装置	1 台

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第112号議案

茨城県個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第53条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第6号及び第53条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第113号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3項」を「第4項」に改める。

第3条第2項中「第19条第8号」を「第19条第9号」に改め、同条第3項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第114号議案

茨城県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

茨城県介護保険財政安定化基金条例（平成12年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則中第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例）

第3条 令附則第2条の2第1項の規定により償還期限が令和11年度の末日とされた市町村は、第8条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの計画期間内に貸付けを受けた基金事業貸付金について、当該基金事業貸付金の総額を6で除して得た金額を令和6年度から令和11年度までの各年度において償還するものとする。

2 令附則第2条の2第2項の規定により償還期限が令和14年度の末日とされた市町村は、第8条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの計画期間内に貸付けを受けた基金事業貸付金について、当該基金事業貸付金の総額を9で除して得た金額を令和6年度から令和14年度までの各年度において償還するものとする。

3 第9条の規定は、前2項の規定による償還について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「付則第3条第1項又は第2項」と、同条第3項中「令第7条第6項」とあるのは「令附則第2条の2第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

（令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例）

第4条 令附則第2条の3第1項の規定により償還期限が令和14年度の末日とされた市町村は、第8条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの計画期間内に貸付けを受けた基金事業貸付金について、当該基金事業貸付金の総額を6で除して得た金額を令和9年度から令和14年度までの各年度において償還するものとする。

2 令附則第2条の3第2項の規定により償還期限が令和17年度の末日とされた市町村は、第8条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの計画期間内に貸付けを受けた基金事業貸付金について、当該基金事業貸付金の総額を9で除して得た金額を令和9年度から令和17年度までの各年度において償還するものとする。

3 第9条の規定は、前2項の規定による償還について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「付則第4条第1項又は第2項」と、同条第3項中「令第7条第6項」とあるのは「令附則第2条の3第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第115号議案

つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第5号）は、廃止する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第116号議案

茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第2条第15項」を「第2条第20項」に、「同条第16項」を「同条第21項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第117号議案

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「鹿島港及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第18条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「茨城港大洗港区の」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第118号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「第4条第1項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 政令第6条第6項に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度とする。

第11条第2項第2号中「アマチュアスポーツ以外」を「営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 興行及び営利・宣伝を目的とする催物の場合 徴収した入場料金の総額の100分の10に相当する額と最高入場料金の100人分に相当する額とのうちいずれか高い金額に2を乗じて得た金額（その金額が60万円に満たないときは、60万円）

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 3 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例第11条第2項第2号又は第3号に掲げる額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第119号議案

下水道法に基づき流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部 を改正する条例

下水道法に基づき流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第120号議案

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「都市計画法施行令」を「原則として、都市計画法施行令」に、「第8条第1項第2号口から二まで」を「第29条の9各号」に改める。

第6条第1項第5号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第7条中「第6条第1項各号」を「前条第1項各号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第121号議案

茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第122号議案

茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「病院及び病院に付属する診療所の」を削り、

茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町旭崎654番地	精神科，児童精神科，心療内科，神経内科その他の病院事業管理者が定める診療科目	を に
茨城県立睡眠医療クリニック	水戸市大工町1丁目2番3号	内科，心療内科その他の病院事業管理者が定める診療科目	

茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町旭崎654番地	精神科，児童精神科，心療内科，神経内科その他の病院事業管理者が定める診療科目	に
----------------	--------------	--	---

改め、同条第3項の表中「病院の」を削る。

第4条第1項中「若しくは茨城県立睡眠医療クリニック」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第123号議案

茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「2,400円」を「3,000円」に、「1,080円」を「1,320円」に、「96円」を「120円」に改める。

第3条中「入学志願者」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者，成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者）」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第124号議案

県有財産の取得について

情報システム課の備品として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名 称	種 類	数 量	取得予定価格	取 得 先 住 所 氏 名
パーソナル コンピュータ	ノートブック型	1,930台	円 260,011,422	水戸市笠原町1514番3 関彰商事株式会社ビジネスソリューション部水戸支店 支店長 幾浦 誠

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第125号議案

県有財産の取得について

消防防災業務に供するため、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名 称	型 式	数量	主な諸元・性能	取得予定価格	取 得 先 住 所 氏 名
防 災 用 ヘリコプター	川崎式 B K 117 D - 3	1 式	全長 13.54m 全高 3.95m エンジン基数 2 基 最大乗員数 12名 (操縦士席含む)	千円 1,647,800	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 代表取締役 橋本 康彦

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第126号議案

県有財産の取得について

産業技術イノベーションセンターの備品として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名 称	種 類	数 量	取得予定価格	取 得 先 住 所 氏 名
成分分析機能付き 電子顕微鏡 (FE-E PMA)	観察・分析装置	1式	円 76,890,000	水戸市河和田町1164番地15 理工科学株式会社 代表取締役 佐久間 亮

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第127号議案

県有財産の売却処分について

下記により、土地売買予約契約を締結し県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

東茨城郡茨城町中央工業団地 9 番10

土 地 357,726.53平方メートル

2 売却予定価格

金 3,577,265,300円

3 売却処分先

神奈川県座間市広野台二丁目10番 1 号

株式会社エンビジョン A E S C ジャパン

代表取締役 松本 昌一

令和 3 年 9 月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第128号議案

県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和3年度において県が行う建設事業に対する市の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
奥久慈グリーンライン林道整備事業	常陸太田市	千円 284,000	千円 56,800	
広域漁港整備事業	神栖市	393,194	58,423	
水産基盤ストックマネジメント事業	ひたちなか市	160,000	24,000	
波崎漁港外港拡張部開港対策事業	神栖市	25,000	6,250	
漁港施設整備事業	日立市	10,000	2,500	
	北茨城市	33,000	8,250	
	ひたちなか市	23,000	5,750	
	神栖市	33,000	8,250	

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第129号議案

県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和3年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
県営土地改良事業	水戸市	273,825	28,281	
	土浦市	117,900	390	
	古河市	1,159,595	125,012	
	石岡市	135,422	2,869	
	結城市	545,030	41,424	
	龍ヶ崎市	422,650	50,882	
	下妻市	468,275	70,916	
	常総市	579,554	32,705	
	常陸太田市	222,550	29,620	
	高萩市	139,200	19,500	
	北茨城市	118,200	24,500	
	笠間市	482,500	51,507	
	取手市	898,132	6,770	
	つくば市	242,937	20,555	
	ひたちなか市	85,850	874	
	鹿嶋市	91,200	21,250	
常陸大宮市	225,350	4,251		

那珂市	128,850	2,189	
筑西市	583,470	41,875	
坂東市	696,829	59,284	
稲敷市	32,250	3,600	
桜川市	129,080	2,422	
神栖市	202,978	19,396	
つくばみらい市	1,468,422	87,448	
小美玉市	150,459	25,350	
茨城町	85,850	2,328	
大洗町	85,850	202	
城里町	85,850	414	
東海村	85,850	196	
美浦村	37,625	4,400	
八千代町	442,604	14,088	
五霞町	64,450	1,800	
境町	263,025	11,781	
利根町	375,075	35,093	

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第130号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和3年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	130,000 <small>千円</small>	13,000 <small>千円</small>	
	土浦市	30,000	3,000	
	石岡市	40,000	4,000	
	常陸太田市	24,000	2,400	
	高萩市	45,000	4,500	
	北茨城市	11,500	1,150	
	ひたちなか市	5,000	500	
	鹿嶋市	80,000	8,000	
	かすみがうら市	20,000	2,000	
	行方市	120,000	12,000	
	鉾田市	70,000	7,000	
	小美玉市	20,000	2,000	
	大子町	20,000	2,000	
	阿見町	20,000	2,000	
港湾事業	ひたちなか市	1,040,000	69,900	
	大洗町	30,000	4,000	
	東海村	940,000	28,200	
下水道事業	水戸市	203,670	42,579	
	日立市	103,210	21,577	
	土浦市	448,553	89,824	
	古河市	41,746	8,795	
	石岡市	148,040	29,646	

龍ヶ崎市	168,385	30,703	
下妻市	263,088	50,707	
常総市	183,340	34,582	
常陸太田市	46,429	9,706	
牛久市	143,292	26,128	
つくば市	409,495	80,667	
ひたちなか市	227,370	47,534	
潮来市	188,027	35,561	
常陸大宮市	25,479	5,327	
那珂市	78,298	16,369	
筑西市	199,712	41,261	
坂東市	28,838	6,109	
稲敷市	11,226	2,047	
かすみがうら市	103,981	20,821	
桜川市	186,288	43,118	
行方市	99,476	18,814	
小美玉市	162,627	32,565	
大洗町	50,149	10,484	
城里町	16,987	3,552	
東海村	57,267	11,973	
阿見町	122,414	24,513	
河内町	12,546	2,288	
八千代町	116,051	22,983	
境町	39,916	8,221	
利根町	28,394	5,177	

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第131号議案

和解について

水戸地方裁判所平成30年（ワ）第166号損害賠償請求事件について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、裁判所から和解の試みがあったので、相手方と下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人

2 和解の内容

- (1) 県は、相手方に対し、本件和解金として金60,000,000円の支払義務があることを認め、これを令和3年12月6日までに相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、県の負担とする。
- (2) 県は、指導や研修等により教員及び看護職員の資質の向上を図り、医療的ケアにかかわる教員・看護職員・主治医・保護者間の相互の連携を充実させるなど、医療的ケアを必要とする児童生徒が、より安全で安心な学校生活を送れるよう、医療的ケアの支援体制の充実に向けて一層努力する。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と県は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(注) 上記和解金のうち58,000,000円は、東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第132号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和3年(特ノ)第5号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第9号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第11号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第16号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第17号特定調停事件及び同裁判所同年(特ノ)第19号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名等

(1) 申立人

ア 主債務者

坂東市岩井4625番地1

協同組合ショッピングタウン岩井

代表理事 高木 仁

イ 連帯保証人

(ア) 坂東市岩井4462番地

元橋 元

(イ) つくば市研究学園5丁目11番地2 パークハウスつくば研究学園けやきレジデンス式番館2202

小林 英夫

(ウ) 坂東市辺田1141番地17

倉持 徹

(エ) 坂東市岩井4625番地1

高木 仁

(オ) 坂東市岩井4356番地20

針谷 泰弘

(2) 相手方

水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

2 調停成立の方針

(1) 主債務者は、県に対し、県の主債務者に対する平成2年4月25日付け中小企業高度化資金貸付金として、元金297,269,370円及びこれに対する平成18年9月28日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

なお、連帯保証人は、県に対し、県の主債務者に対する平成2年4月25日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金297,269,370円及びこれに対する平成18年9月28日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 連帯保証人元橋元は、(1)の金員のうち3,000,000円を、同倉持徹は、(1)の金員のうち360,000円を、同高木仁は、(1)の金員のうち360,000円を、同針谷泰弘は、(1)の金員のうち2,196,000円を、県に対し、令和4年3月31日までに支払う。

なお、連帯保証人小林英夫は、(1)の金員のうち30,075,000円を、県に対し、分割して令和6年9月30日までに支払う。

(3) 連帯保証人元橋元、同倉持徹、同高木仁及び同針谷泰弘が(2)の支払を怠ったときは、その連帯保証人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

なお、連帯保証人小林英夫が(2)の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に(2)の期限の利益を失い、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

- (4) 連帯保証人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、連帯保証人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

なお、連帯保証人ら全員がそれぞれ遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、主債務者に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第133号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和3年（特ノ）第6号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名

(1) 申立人

栃木県那須郡那須町大字高久甲5521番地129

大森 詔一

(2) 相手方

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

2 調停成立の方針

- (1) 申立人は、県に対し、県の申立外大子製菓協業組合に対する平成8年5月24日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金141,167,165円並びにこれに対する利息4,284,981円及び平成29年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人は、(1)の元金のうち2,967,000円を、県に対し、令和4年3月31日までに支払う。
- (3) 申立人が(2)の支払を怠ったときは、申立人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。
- (4) 申立人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、申立人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。
- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第134号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和3年(特ノ)第7号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第8号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第10号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第12号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第13号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第14号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第15号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第18号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第20号特定調停事件及び同裁判所同年(特ノ)第21号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名等

(1) 申立人

ア 主債務者

笠間市下郷4055番地

協同組合岩間ショッピングセンター

代表理事 平沢 一彦

イ 連帯保証人

(ア) 桜川市富谷1459番地3

山田 耕一

(イ) かすみがうら市下志筑1044番地

井坂 政一

(ウ) 笠間市下郷4063番地

本橋 伸之

(エ) 笠間市下郷4055番地

平沢 一彦

(オ) 笠間市下郷4048番地1

平沢 尚之

(カ) 笠間市下郷4098番地2

酒井 知子

(キ) 笠間市安居1296番地

高瀬 洋

(ク) 笠間市下郷4557番地

小河原 久美子

(ケ) 笠間市下郷4557番地

小河原 栄子

(2) 相手方

水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

2 調停成立の方針

- (1) 主債務者は、県に対し、県の主債務者に対する昭和62年1月21日付け中小企業高度化資金貸付金として、元金123,121,993円及びこれに対する平成13年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払

義務があることを認める。

なお、連帯保証人は、県に対し、県の主債務者に対する昭和62年1月21日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金123,121,993円及びこれに対する平成13年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

- (2) 連帯保証人山田耕一は、(1)の金員のうち180,000円を、同井坂政一は、(1)の金員のうち360,000円を、同本橋伸之は、(1)の金員のうち2,920,000円を、同平沢一彦は、(1)の金員のうち840,000円を、同平沢尚之は、(1)の金員のうち1,440,000円を、同酒井知子は、(1)の金員のうち360,000円を、同高瀬洋は、(1)の金員のうち360,000円を、同小河原久美子は、(1)の金員のうち211,000円を、同小河原栄子は、(1)の金員のうち180,000円を、県に対し、令和4年3月31日までに支払う。
- (3) 連帯保証人が(2)の支払を怠ったときは、その連帯保証人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。
- (4) 連帯保証人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、連帯保証人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。
なお、連帯保証人ら全員がそれぞれ遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、主債務者に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。ただし、県が申立人である連帯保証人ら以外の連帯保証人である申立外亡武田信彦及び同亡市川光の各相続財産から弁済を受けられる場合には、その弁済を受ける範囲で前記の支払義務の免除の意思表示はなかったものとし、債務免除の効果は失効する。
- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第135号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
中小企業高度化 資金貸付金	昭和61年度	123,121,993円 及びその違約 金に係る連帯 保証債務	笠間市泉1910番地 4 梅原 芳郎、 水戸市平須町1222 番地の2 小曾納 康喜、 笠間市下郷4439番 地133 齊藤 守	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業高度化 資金貸付金	平成2年度	297,269,370円 及びその違約 金に係る連帯 保証債務	坂東市岩井4709番 地 染谷 貞夫、 坂東市岩井4724番 地4 間中 ふみ、 守谷市久保ヶ丘4 丁目38番地1 中村 忠	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業高度化 資金貸付金	平成8年度	145,452,146円 及びその違約 金に係る連帯 保証債務	久慈郡大子町大字 小生瀬2902番地3 菊池 寛一	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第136号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
県営住宅使用料	昭和59年度、 昭和60年度、 昭和61年度及び 昭和62年度	721,924円	茨城県日立市東町 4丁目1番2-2号 戸村 正一	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	昭和61年度及び 昭和62年度	576,044円	茨城県日立市東成 沢町3丁目12番1 -202号 照沼 尚治	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	昭和62年度、 昭和63年度、 平成元年度及び 平成2年度	1,191,440円	茨城県日立市東町 4丁目1番2-2号 戸村 正一	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	昭和63年度及び 平成元年度	925,729円	茨城県水戸市渡里 町3337番地の2 里鍋 晴幸	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	昭和63年度、 平成元年度及び 平成2年度	670,614円	茨城県水戸市元吉 田町2106番地 大 津アパート 二瓶 誠七	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成2年度及び 平成3年度	758,140円	栃木県日光市鬼怒 川温泉大原1428番 地鬼怒川ロイヤル ホテル寮306 根本 栄	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成3年度、 平成4年度及び 平成6年度	789,000円	茨城県日立市田尻 町2丁目45番8- 104号 佐藤 玉雄	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成4年度、 平成5年度及び 平成6年度	727,380円	茨城県結城市大字 結城7188番地67 野口 武久	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成6年度、 平成7年度、 平成8年度、 平成9年度及び 平成10年度	1,159,057円	茨城県ひたちなか 市大字市毛1217番 地 塙 工明	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料	平成7年度、 平成8年度及び 平成9年度	935,500円	茨城県水戸市栗崎 町3129番地の2 萩谷 正隆	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成7年度、 平成8年度及び 平成9年度	795,700円	茨城県龍ヶ崎市長 沖町1651番地3 桐原 豊	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成8年度	578,704円	千葉県市原市白金 町1丁目22番地1 -101 大久保 守也	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成8年度、 平成9年度、 平成10年度及び 平成11年度	569,567円	茨城県日立市大み か町2丁目8番 2101 遊佐 次男	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成9年度	786,258円	茨城県日立市田尻 町5丁目1番3- 201号 菅野 伸一	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	525,350円	千葉県市原市白金 町4丁目14番地 新白金ハイツア- 103 郡司 進	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	1,327,345円	茨城県小美玉市田 木谷697番地2 豊崎 芳雄	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度及び 平成13年度	1,685,166円	栃木県小山市大字 羽川517番地247 杉山 剛之	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成10年度	979,094円	茨城県水戸市千波 町317番地の2 矢嶋 宣次	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成10年度	1,152,760円	茨城県つくばみら い市谷井田1275番 地13 仁平 好則	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料	平成10年度、 平成11年度、 平成12年度及び 平成13年度	758,700円	茨城県水戸市石川 4丁目3893番地の 4 望月 みゆき	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成11年度	4,323,380円	茨城県土浦市神立 中央二丁目10番25 号 シティハイツ タカノA205 木村 陽子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成11年度	2,976,708円	茨城県結城市大字 結城7188番地67 野口 武久	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成11年度、 平成12年度、 平成13年度、 平成14年度及び 平成15年度	874,551円	茨城県日立市小木 津町4丁目31番6 -102号 西條 千代美	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	742,286円	茨城県潮来市潮来 950番地 コスモ潮 来マンション203 濱田 美奈	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成11年度、 平成12年度及び 平成13年度	513,600円	東京都荒川区東尾 久8丁目44番1- 302号 笠原 洋子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成12年度	532,285円	茨城県ひたちなか 市大字市毛1217番 地 塙 工明	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成12年度	638,761円	茨城県古河市西牛 谷1246番地14 田沼 正宏	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成12年度、 平成13年度、 平成14年度、 平成15年度、 平成17年度、 平成18年度、 平成19年度、 平成20年度、 平成21年度及び 平成22年度	900,180円	茨城県水戸市新原 1丁目21番32-302 号 T S-5 松葉 里恵	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料	平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	2,089,300円	茨城県牛久市刈谷 町4丁目89番地4 大久保 エミ	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成13年度	536,220円	茨城県神栖市土合 本町三丁目9809番 地155 鹿島総合住 宅B2棟101号室 伊豫 健治	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成13年度	2,521,357円	茨城県日立市滑川 町2丁目18番13- 206号 滝 敏貴	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成14年度	1,073,793円	茨城県那珂市杉498 番地 ビッグフォ レスト稲荷前106号 室 大久保 大	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成14年度、 平成15年度、 平成17年度及び 平成18年度	585,300円	茨城県日立市大久 保町2丁目2番8 号 眞嶋 貴代	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成14年度、 平成15年度、 平成16年度、 平成17年度及び 平成18年度	1,098,500円	茨城県かすみがう ら市上稲吉712番地 1 君山住宅2号 板倉 正宏	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成15年度	540,708円	茨城県小美玉市田 木谷697番地2 豊崎 芳雄	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成15年度、 平成16年度、 平成17年度、 平成18年度及び 平成19年度	687,525円	茨城県水戸市河和 田1丁目1513番地 の23 メゾン河和 田110号 村崎 慎也	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成15年度、 平成16年度、 平成17年度、 平成18年度及び 平成19年度	1,084,754円	茨城県神栖市大野 原三丁目5番26号 セントラルハイ ム102-2 高橋 勝利	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成15年度、 平成18年度及び 平成19年度	1,238,509円	茨城県水戸市元吉 田町309番地の5 サンロード菊池103 号 高橋 雄紀	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅弁償金	平成16年度	2,438,627円	茨城県牛久市刈谷町4丁目89番地4 大久保 エミ	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成16年度	533,213円	千葉県市原市白金町4丁目14番地 新白金ハイツA-103 郡司 進	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成16年度	1,244,089円	茨城県筑西市乙1036番地 廣瀬 幸夫	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成20年度	520,700円	茨城県水戸市千波町2879番地の30 フォーライフ千波305号 岡田 義則	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成20年度	592,106円	茨城県水戸市双葉台5丁目4番地の6 茂垣 勝彦	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度、平成17年度、平成18年度及び平成19年度	944,600円	茨城県神栖市横瀬56番地 アイル平塚12号 吉田 千春	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度	806,400円	茨城県水戸市双葉台5丁目799番地の10 県営双葉台東アパート3棟2F4号 小松本 和代	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度、平成18年度及び平成19年度	683,400円	茨城県日立市田尻町3丁目25番7号 平澤 豊	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成16年度及び平成17年度	640,900円	茨城県龍ヶ崎市佐貫3丁目11番地4 佐貫第3コーポ101号室 石田 早苗	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成17年度、平成19年度及び平成20年度	629,400円	茨城県ひたちなか市大字稲田1059番地95 内山 正子	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料等	平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成20年度	1,015,813円	茨城県かすみがうら市坂675番地1 貝塚 進太郎	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成17年度、平成18年度及び平成19年度	998,864円	神奈川県座間市相模が丘2丁目31番35-201号 深沢第1ビル 向井 ひろみ	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成17年度、平成18年度及び平成19年度	687,696円	埼玉県志木市幸町四丁目8番26号 光ハイツ 101号 小林 栄子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成19年度、平成20年度、平成21年度及び平成22年度	519,516円	茨城県行方市南733番地 箕輪 静也	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成19年度、平成20年度及び平成21年度	530,400円	茨城県土浦市中央二丁目15番20号 狩谷 弥生	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度	608,639円	茨城県日立市田尻町5丁目1番1-203号 横田 堅司	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成21年度	927,689円	神奈川県座間市相模が丘2丁目31番35-201号 深沢第1ビル 向井 ひろみ	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成21年度	562,683円	茨城県神栖市大野原三丁目5番26号 セントラルハイム102-2 高橋 勝利	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成21年度、平成22年度、平成23年度及び平成24年度	1,530,900円	神奈川県川崎市川崎区池上町4番 寺門 広美	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第137号議案

令和2年度 茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和2年度下記会計に係る利益について、別冊の剰余金処分計算書のとおり処分する。

記

- 1 令和2年度茨城県水道事業会計
- 2 令和2年度茨城県工業用水道事業会計
- 3 令和2年度茨城県地域振興事業会計
- 4 令和2年度茨城県病院事業会計
- 5 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計
- 6 令和2年度茨城県流域下水道事業会計

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

認定第1号

令和2年度 茨城県公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和2年度下記会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して提出するから認定されたい。

記

- 1 令和2年度茨城県水道事業会計決算
- 2 令和2年度茨城県工業用水道事業会計決算
- 3 令和2年度茨城県地域振興事業会計決算
- 4 令和2年度茨城県病院事業会計決算
- 5 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計決算
- 6 令和2年度茨城県流域下水道事業会計決算

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

認定第2号

令和2年度 茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度下記会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して提出するから認定されたい。

記

- 1 令和2年度茨城県一般会計歳入歳出決算
- 2 令和2年度茨城県公債管理特別会計歳入歳出決算
- 3 令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算
- 4 令和2年度茨城県競輪事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 7 令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計歳入歳出決算
- 8 令和2年度茨城県農業改良資金特別会計歳入歳出決算
- 9 令和2年度茨城県港湾事業特別会計歳入歳出決算
- 10 令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 11 令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 12 令和2年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計歳入歳出決算
- 14 令和2年度茨城県国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第5号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記5件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和3年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記1

和解について

土浦警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和2年8月25日（火）午後5時38分頃、土浦市常名128番地地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

土浦警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,646,635円

（注） 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年7月8日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

牛久警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和2年11月14日（土）午後6時頃、牛久市柏田町3040番地地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

牛久警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の原動機付自転車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,146,206円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

和解について

交通指導課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和元年10月31日（木）午後6時15分頃、水戸市吉沢町192番地の5地先市道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

交通指導課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車に追突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 4,058,155円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年7月20日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

令和 3 年度 茨城県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度茨城県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,135,045 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,367,060,505 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 3 年 7 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		237,623,035 ^{千円}	3,135,045 ^{千円}	240,758,080 ^{千円}
	2 国庫補助金	180,683,294	3,135,045	183,818,339
歳入合計		1,363,925,460	3,135,045	1,367,060,505

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健福祉費		279,022,531 ^{千円}	3,135,045 ^{千円}	282,157,576 ^{千円}
	8 公衆衛生費	65,626,088	3,135,045	68,761,133
歳出合計		1,363,925,460	3,135,045	1,367,060,505

別記5

和解について

産地振興課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和2年11月27日（金）午後5時50分頃、水戸市梅香1丁目5番5号地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

産地振興課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の普通乗用自動車に追突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 504,793円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年8月5日

茨城県知事 大井川 和彦